

令和4年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年11月4日（金）  
午前9時30分～午前11時7分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 田中 善憲  
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信  
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖  
13番 福山 英則 15番 下村 帝  
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志  
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫  
22番 中井 義則
4. 欠席委員 14番 仲田 茂男 20番 金木 洋子
5. 議 題 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第32号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第33号 事業計画の変更について  
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第35号 空き家に付随した農地の指定について  
報告事項第28号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第29号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 議 事

- 事務局 本日の月次総会につきましては、仲田委員、金木委員から欠席届けがあり、出席委員数は22名でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 それでは、ただ今より令和4年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。
- 会長 議事に入ります前に、本日月次総会前に、お手元に配布しております市長への意見書を農林水産部長へ提出してまいりました。
- 会長 その際、部長より今後の対応や取り組みについて回答をいただきましたので、その内容を報告します。
- 会長 (市長への意見書回答要旨 報告)
- 会長 それでは、議事に入ります。  
本日は、議案5件、報告事項3件がございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。
- (委員一同 異議なし)
- 会長 それでは、私の方から指名させていただきます。3番山崎委員、4番西田委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会長 それでは、議案の審議に入ります。  
議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。  
なお、2ページの1番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。
- 事務局 議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
議案書は1ページから4ページまでです。  
今回の申請件数は8件で、申請面積は36,559.00㎡です。  
許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要

件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

3番も、労働力不足のため、所有権を移転するものです。

4番も、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

5番も、労働力不足のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

6番は、相手方の要望のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

7番は、父から子へ、贈与により、所有権を移転するものです。

8番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、1番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、1番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番を除き、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、1番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、1番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、1番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番について、申請どおり許可することといたします。

会 長 ○○委員は入室をお願いします。

<○○委員入室>

会 長 改めまして、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第32号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。

議案第32号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、4条申請が2件、面積は352.09㎡、5条申請が12件、面積は27,025.95㎡です。

それでは、まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請1番は、熊野地区において、貸駐車場を整備する計画であります。申請人は●●●●の代表であり、ラーメン店を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請者は、令和4年2月に同じ目的で農地転用の許可を受け駐車場を拡張しましたが、それでも、昼食時は満車で、路上駐車が目立っている状態であり、近隣住民や通行人に支障をきたしていることから、再度、隣接地において駐車場を整備するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可の基準は既存地拡張を適用しております。

4条申請2番は、倉垣地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、住宅敷地の駐車スペースが手狭であり、今回、住宅敷地を拡張し駐車スペースを整備するため申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており、申請書には始末書の添付がでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書7ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者とその妻は共に病院で勤務しており、子供が生まれるにあたり、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地より半径300mの範囲の中に地方鉄道の駅があり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、太田地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画であります。転用の概要と致しましては、申請者は申請地の南側において現在、陸砂利を採取しておりますが、天候不良等の影響により工事が遅れており、この通路部分が一時転用の最長3年間を超えることから、一旦、原状回復し、再度、通路として使用するため今回申請されたものでございます。申請地は農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は許可日から令和5年12月23日までとなっております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請3番は、熊野地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の△△△△は主にセラミックを使用した高性能電子部品の製造、販売を行っております。転用の概要といたしましては、近年業績が著しく増加しており、従業員を増員し、現在約2,600人が勤務しておりますが、既存の駐車場は約1,900台分しかなく、手狭であるため、隣接地において従業員の駐車場275台分を整備するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が未実施であることから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書 9 ページをご覧ください。5 条申請の 4 番は、八幡地区において、駐車場を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は、令和 3 年 7 月に同目的で転用の許可を受け全 37 台分の店舗駐車場を拡張しましたが、それでも、休日や繁忙期には駐車場に入れず、渋滞が発生し、近隣住民や交通に支障がでていることから、再度隣接地において 36 台分の駐車場を整備するため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第 1 種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5 条申請 5 番は、倉垣地区において、農業用施設を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人の住宅は申請地の北側に位置しており、既存敷地での農機具格納庫が手狭であることから、既存倉庫の隣接地において、新たに農業用施設を整備するため申請されたものでございます。申請地は 10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5 条申請 6 番は、寒江地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家にて同居しておりますが、子供が産まれるにあたり実家が手狭になるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第 2 種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書 10 ページをご覧ください。5 条申請 7 番は、水橋三郷地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の▲▲▲▲は主に健康食品の製造及び販売を行っております。転用の概要といたしましては、既存敷地に新たな工場を増築する計画があり、従業員駐車場が不足することから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第 1 種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5 条申請 8 番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域内の用途区域に指定されており、更地での分譲が可能となります。転用の概要といたしましては、近隣には教育施設、医療機関やスーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。平均区画面積は約 184

m<sup>2</sup>で全34区画を計画されております。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件については3,000m<sup>2</sup>を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

議案書11ページをご覧ください。5条申請9番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地は平成19年4月に譲渡人が住宅敷地で許可を受けた農地でありましたが、目的を達成できなかったため、申請人がその目的を承継するため今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書12ページをご覧ください。5条申請10番は、八尾地域杉原西部地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地の登記簿を調べたところ、敷地の地目の一部が田であることが発覚し、今回は是正のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されており農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請11番は、婦中地域朝日地区において、農家住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、南砺市で居住しておりますが、祖父が営んでいる農業及び農地を継承するため、相互扶助に適した隣接地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請12番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家にて同居しておりますが、子供が産まれるにあたり実家が手狭になるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第32号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第33号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書13ページをご覧ください。  
議案第33号事業計画の変更申請についてご説明いたします。  
1番については、議案書11ページ5条申請9番でご説明した案件でございます。この農地につきましては、当初計画者が平成19年4月に一般住宅敷地で農地法5条の許可を受けましたが、建築資金等の事情により目的未達成となっていた土地でございます。  
今回、その土地を承継者が一般住宅敷地として転用するため、事業計画の変更を申請されたものでございます。  
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第33号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、14ページから18ページです。

利用権設定は、今回は28件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が22件、3～5年が3件、6～9年が1件、10年が2件です。設定面積は、73,142.00㎡です。

16ページ1番から3番までは、農地中間管理機構を通すものがあります。16ページ4番から18ページ28番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今説明及び報告がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第35号空き家に付随した農地の指定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第35号空き家に付随した農地の指定についてご説明いたします。

議案書のページは、19ページです。

今回の申請件数は、1件です。

別紙の位置図を併せてご覧ください。

位置図の斜線の箇所が、今回申請のありました農地です。太線で囲んである箇所が、空き家の所在地です。

農地は1筆です。所在地は宮尾◎◎です。

面積は◎◎㎡です。空き家の所在地は宮尾◎◎です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました空き家に付随した農地の指定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、空き家に付随した農地の指定をすることに異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第35号空き家に付随した農地の指定について、原案どおり決定することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
第28号 農地法第3条の3の規定による受理について  
第29号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第28号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、20ページから31ページです。  
今回の受理件数は25件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。  
報告事項第29号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。  
議案書のページは32ページから35ページまでです。  
今回の受理件数は、4条が2件、5条が9件、合わせて11件、面積は合わせて7,628.30㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。  
事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、34ページの2番です。  
報告事項第30号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。  
議案書は、36ページから39ページです。  
解約件数は7件で、解約面積は12,459.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等  
がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告  
事項の議案審議を終了します。

会 長 　次に、3. 協議事項について、事務局より説明をお願いします。  
まず、富山市農業委員会タブレット型端末機使用基準（案）につ  
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　（事務局 説明）

■ ■ 委 員 　2点お願いいたします。基準の第7条の違反行為に対する措置で  
ございますけども。使用基準の案に注意を受けてと書いてあるが、  
注意が必要なんですか。富山市独自の場合は、不正行為があった場  
合は、直ちに会長へタブレット端末機の使用を中止させることができ  
ると入るんじゃないかと思うんですよ。使用基準の注意を受けて  
という意味合いが、どういう意味合いで使用基準に書いてあるのか。  
なかなか納得いかないな。違反したら取り上げてもいいんじゃない  
かという思いです。

　タブレットの端末機の使用の概念と考え方。農地の場所の地図情  
報が入るのか入らないのかわかりませんが、紙ベースで配られて  
いる議案書がタブレットに入るのが大きな目的だと思うんですけ  
ど、そうした場合に、各自のタブレットにはその情報がインターネ  
ットを通して情報が提供されて、ここでタブレットを見ながら総会  
をして、現状総会終了後、事務局に議案書が回収されている。同じ  
ようにタブレット内の情報が全て消えるのか、どのような取扱いに  
なっているのか、概念的なものを教えていただきたいなと思います。

事 務 局 　第7条の違反行為に対する措置については、一旦注意与えて使用  
を停止にするのか、違反すれば使用停止にするのかについて、事務  
局とすればいきなり使用停止でなく、初めての使用になりますので、  
当然禁止事項に違反しているかどうかわからない状況のなかで、違  
反していれば、一旦お願いしながら、その次にされるのであれば、  
停止することを想定して基準を作らせていただきました。使用制限  
には個人情報漏洩する等の違反があれば即使用停止にするか、皆  
さんの意見を伺いたいと思います。

■ ■ 委員 使用に慣れてない部分は、それは注意でいいと思います。ここで言っているのは、使用制限及び禁止事項に違反したものを確認した以上、それに対して注意というのは、私は納得いかないという意味で言っています。使用基準が非常に甘いという思いで言っています。

事務局 ここに書いてあることに関しては、わからなければ聞いていただくという形にして、違反していることが確認されましたら即座に使用を停止させると訂正させていただこうと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

◇ ◇ 委員 文書からいうと■ ■委員がいうように2列目がいらぬんじゃないかという気がします。文章の流れからいうと、■ ■委員が言われたような即使用停止で差し支えないかなと思いますけど。

▽ ▽ 委員 導入の際の事を加味されてこれを書かれたと思いますが、今後ずっとタブレット使用を行うのであれば、途中で基本的には違反行為のあった場合は2行目もいると思います。

◇ ◇委員も言われるように読み取れば、最後の使用停止をさせる事ができるというのは、逆に言えば使用を注意することもできると読み取れると私は判断したのですがいかがでしょうか。

▼ ▼ 委員 皆が全て操作できるという前提であれば理解できる。パソコンも含めて皆が操作可能ですか。タブレットの導入によって、即皆さん同じレベルで操作、取り扱いできればいいが、操作できるレベルはそれぞれ個人差があると思う。

スタートについては、今一度操作含む違反行為が何か明確にし、タブレットを手にして、説明しながらお互いに理解したうえで、今のような対応をしていくということで決定されたらどうですか。

タブレットを見たことない触ったことない人もいる。私自身もタブレットを持っていない。スタートの基準をきっちりして、みんなが同時に本体を手にして、操作の仕方からスタートして、わからんところを確認しながら禁止事項はこういうことですよ。そんな風にしたらいんじゃないですか。

◆ ◆ 委員 富山県警ですら FAX を誤送信することもあるくらいで。タブレットで間違ったところに行ってしまうかもしれない。全然本人たちに聞き取りもせず、一発で取り上げてしまうと誰も使わないようになる。その辺も考えてもらわないと。文言には難しいこと書いてあるが一発で取り上げてしまうと皆緊張して使えなくなると思いますがいかがですか。

▽ ▽ 委員 納得のご意見です。以前に皆さん活動記録簿の書き方が変わった時、最初は何を書けばいいか本当に右往左往していたんです。それもきちっと何回か会合を持って講習会にするか、何回か繰り返さないと、私自身も慣れていない。法律の事や個人情報などある程度認知しないと。

事務局は大変だと思いますけど、その辺を厳しくしていくなら、個人情報の流出は非常に厳しいことになりますので、そこまでいうなら各委員さんがタブレットを使いこなせるぐらいのレベルになるまである程度講習、説明が必要だと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。第7条に関しましては、注意を与えるというより、ヒアリングを行うのが大切だと私は感じました。誤操作はついて回るわけですから。間違いなどを認識した場合はまずヒアリングを行う。ヒアリングに基づきタブレット端末の使用停止等の必要な措置を行う、そのような形にしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

◆ ◆ 委員 私はヒアリングすることについては賛成です。即取り上げるというのはどうも。

■ ■ 委員 私の考えなんですけど、あくまで使用基準を決めている。事務局が言っているのは取扱要綱です。不慣れなのでそれは指導してもらえばいいと思う。使用基準の話なので、法律でもないですが使用基準は明確にしたものだと思います。その裏には取扱要綱なり仕様書が当然出てくる。取扱の中身も検討していかなければいけないと思いますし。使用基準を決めるときにあいまいな表現はいかがかなという思いで言っております。

事務局 いきなり取り上げるよりはヒアリングを行い、その上で状況に応じて対応していく。そのような対応でよろしいでしょうか。

タブレット端末の使用の用途は、農業委員会の活動と総会の使用を考えております。端末機で議案書を見れるような状態のシステムを要求したが、財政当局の方に時期尚早という事で予算が見送られたという状況であります。

今後ペーパーレス管理システムの導入については農業委員会事務局も進めていきたいと考えております。議案書をデータでやり取りする事については今後も考えていきたいと思っております。

タブレット端末機の使用については、国の開発したアプリを使用しての活動になります。現地確認アプリで、今行っている農地法3条4条5条現地調査、利用状況調査のアプリが一つあります。

国の方で地図を来年1月から3月の間に法務局の公図データを用いて正確なものにすると申しております。今の状態で見ると市町村の地番図データを元にやっているの、地番と場所が合わないという農地が多々見受けられます。1月以降、地図が更新されると地図情報も登記簿データと同じになると思っております。エラーが出てくると思いますが、補正しながら現地確認・利用状況調査に活用できるような地図になると考えておりますので、ご協力よろしく願います。

国の方で完成しておりませんが、意向確認アプリを国で作っております。こちらは地域計画の中に目標地図を作るという事の中で、農地所有者、農地耕作者の意向確認を行うためのアプリになります。

富山市農業委員会事務局では所有者、耕作者の方にアンケート調査を実施する予定としております。郵送でアンケート用紙を送りますが、出てこなかった方については担当の地区内の所有者、耕作者の方にご訪問いただいて確認していただくことも考えておりますが、極力負担がないようにしたいと考えております。

ペーパーレス管理システムはもう少し待ってもらいたいと考えております。

☆☆委員 タブレット端末を支給される時に落として壊れるということも考えられる。保護関係の物も一緒についてきますか。

事務局 タブレット端末機に保護ケースをお付けして配布したいと考えております。ウィルス対策ソフトも中に入れさせていただきます。ちょっと落としたり、メール送信してもウィルス対策ソフトで保護できるよう考えております。

会長 タブレットがきてから見ながら勉強会をしていきたいと思えます。何をしたらいいかわからないと思えますので、現物が来てから勉強会をしなければならないと思えますので一つよろしく願います。

会長 次に農業者年金加入推進について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局 説明)

◇◇委員 全体の加入できる人は、何名ほどいますか。

事務局 加入対象者が8名となります。

会 長 他にないようですので、そのようにお願いいたします。

会 長 4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。